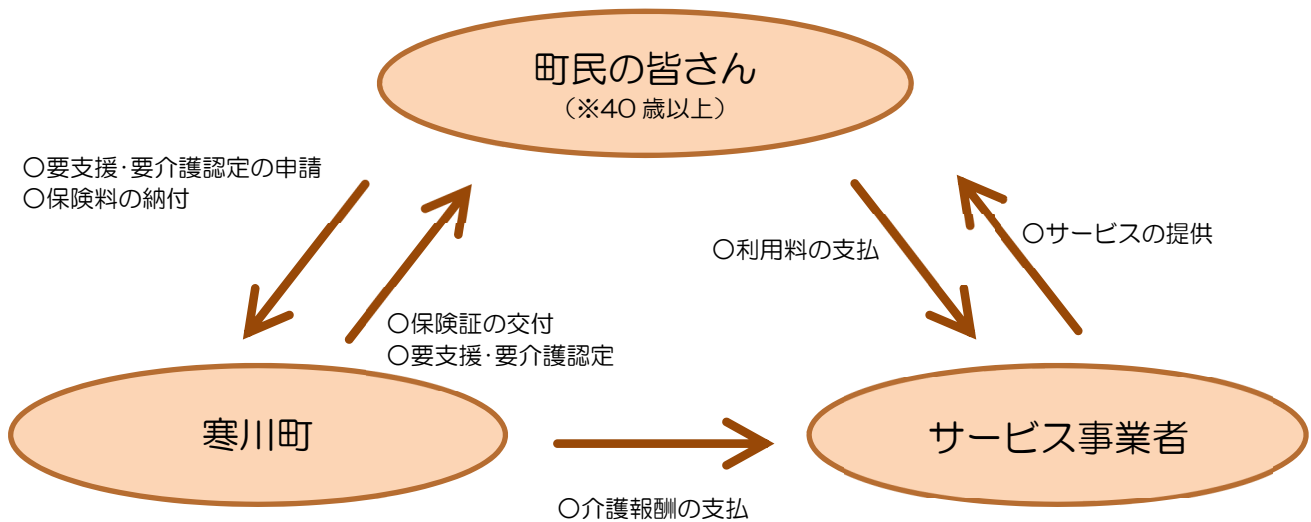


介護保険サービス

介護保険とは

町内にお住まいの40歳以上の方は、加入者（被保険者）となって町に介護保険料を納めていただいています。介護や支援が必要となったとき、要介護認定を受けた上でサービス事業者が提供する介護保険サービスが利用できます。



介護保険サービスを利用できる人

① 65歳以上の人（第1号被保険者）

→65歳以上の方は、原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要となったとき、認定を受けてサービスを利用できます。

② 40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）

→40歳以上65歳未満の方は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や支援が必要となったとき、認定を受けてサービスを利用できます。

介護保険の保険証について

介護保険の加入者には、医療保険の保険証とは別に1人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。（※65歳に到達する月に交付。40歳以上65歳未満の方は、認定を受けた場合に交付）介護保険の認定申請を行う際などに必要となりますので、大切に保管をしてください。



❁ 介護保険サービス利用までの流れ

介護保険サービスを利用するには、認定申請を行い「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

1. 要介護（要支援）認定の申請をする

【申請が出来る人】

本人または家族、成年後見人、地域包括支援センター、
省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設 等

2. 認定調査を受ける

3. 審査会の結果を受け取る

要 介 護
1～5

要 支 援
1～2

非 該 当

介護保険の介護サービス（介護給付）が利用できます。
居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）と契約してケアプランを作成し、サービスを利用していきます。

介護保険の介護予防サービス（予防給付）と総合事業の介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
寒川町地域包括支援センターがケアプラン作成を行い、サービスを利用していきます。

要介護認定が必要なサービスは利用できません。
総合事業の介護予防・生活支援サービス事業や、一般介護予防事業など、要介護認定がなくても利用できるサービスをご検討下さい。

※要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

❁ ご利用になるには

まずは、お電話等で町役場高齢介護課、もしくは寒川町地域包括支援センターへご相談ください。

【お問い合わせ先】 高齢介護課 介護保険担当 74-1111

寒川町地域包括支援センター 72-1294

介護保険サービス

介護保険サービスの紹介

要介護・要支援と認定された人は、担当のケアマネジャー（介護支援専門員）^{※1}や地域包括支援センターの作成するケアプランに基づき、要介護区分に応じた上限額（支給限度額）まで、介護保険サービスを1割、2割又は3割の自己負担で利用できます。（上限を超えてサービスを利用する場合、超過分は全額自己負担となります。）

種類	サービス名	サービス内容
在宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行います。 ※要支援の方は、総合事業の介護予防訪問型サービスのご利用となります。
	訪問入浴介護	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリを行います。
	訪問看護	主治医の指示に基づいて、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	通所介護 (デイサービス)	デイサービス事業所等に通い、食事、入浴などの日常生活支援や、機能訓練などの支援を日帰りで行います。 ※要支援の方は、総合事業の介護予防通所型サービスのご利用となります。
	通所リハビリテーション (デイケア)	主治医が必要と認めた場合に、介護老人保健施設や医療機関などで、リハビリや食事、入浴、健康チェックなどを日帰りで行います。
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間だけ入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間だけ入所し、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している人へ食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や介護を提供します。

※1 ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を広く持った専門家で、基本的には介護サービスの利用にあたり、契約が必要となります。次のような役割を担っています。

- ・利用者や家族の相談に応じたアドバイスを行う
- ・サービス事業者との連絡調整
- ・利用者の希望に沿ったケアプランの作成
- ・施設入所を希望する人に適切な施設の紹介



種類	サービス名	サービス内容
在宅サービス (生活環境を整えるもの)	福祉用具貸与	車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助ける福祉用具をレンタルできます。※用具の種類や事業者により金額は変わります。
	特定福祉用具販売	特定福祉用具（ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など）を県の指定をうけた事業者から購入したとき、費用の一部を支給します。
	住宅改修	在宅における住環境の改善を目的とした、段差を解消したり、廊下や階段に手すりをつけたりするなどの小規模な改修に対して、費用の一部を支給します。
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。※新規入所は、原則、要介護3以上からとなります。
	介護老人保健施設 (老健)	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
	介護療養型医療施設 (療養病床など)	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。
	介護医療院	長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が認知症専門のデイサービス事業所やグループホームに通い、食事、入浴、排せつなどの日常生活支援や、機能訓練などを日帰りで行います。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が専門のスタッフの援助を受けながら、共同生活をする施設です。
	小規模多機能型居宅介護	デイサービスに類する「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用できます。
	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

※施設サービスを利用した場合は、1割、2割又は3割のサービス費用負担の他に、居住費、食費、日常生活費がかかります。

※地域密着型サービスは、市町村によって内容が異なり、原則、他市町村のサービスは利用できません。